

## 鹿児島工業高等専門学校受託研究実施規程

### (趣旨)

第1条 鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）における受託研究の取扱いは、法令に別段の定めがあるもののほか、独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則（以下「実施規則」という。）及びこの規程の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この規程において、「受託研究」とは、外部から委託を受けて校務として行う研究、試作及び調査等で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

2 この規程において「学科等」とは、各学科、一般教育科文系、一般教育科理系及び関係部署をいう。

### (受入れの条件)

第3条 受託研究は、本校の教育研究に支障を生ずるおそれがない場合に限り受け入れることができ、受託契約書において次に掲げる条件を定めるものとする。

(1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできない。

(2) 受託研究に要する経費により取得した設備等は返還しない。

(3) 本校の業務に支障があるため又は天災その他やむを得ない事由があるため、受託研究等の継続が困難となったときは、委託者と協議の上、当該受託研究等を中止又はその期間を延長することができ、その場合も本校はその責を負わない。なお、原則として受託研究に要する経費は委託者に返還しない。ただし、特に必要があると認める場合は、不用となった経費の額の範囲内において、その全部又は一部を返還することができる。

(4) 委託者は、受託研究に要する経費を、当該研究の開始前に納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、鹿児島工業高等専門学校長（以下「校長」という。）は別に必要と認める条件を定めることができる。

3 校長は、第1項第2号及び第4号の条件については、委託者が国の機関若しくは、公社、公庫、公団等政府関係機関又は地方公共団体である場合は契約担当役と協議のうえ、付さないことができる。

### (受入れの手続き)

第4条 受託研究の申込みをしようとする者（以下「受託研究申込者」という。）は、別紙様式第1号により受託研究申込書を校長に提出するものとする。

2 受託研究申込者は、前項の申込書の提出に当たり、あらかじめ受託研究を担当する教職員（以下「研究担当者」という。）と協議するものとする。

(受入れの決定・通知)

第5条 受託研究の受入れは、研究・知財委員会の議を経て校長が決定する。

2 校長は、受託研究の受入れを決定したときは、その旨契約担当役に通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 契約担当役は、前条第2項の通知を受けたときは、受託研究申込者と実施規則第3条2項各号に掲げる事項を記載した受託契約書により契約を締結するものとする。

(受託研究費用の納付)

第7条 委託者は、受託契約の締結後、実施規則第5条に定める直接経費、間接経費及び受託料（以下「受託研究費用」という。）を、出納命令役の発行する請求書により納付しなければならない。

(受託研究の報告及び公表)

第8条 研究を担当する職員は、当該研究が完了したときは、別紙様式第2号により校長にその旨報告するものとする。

2 校長は、前項による報告を受けた後、別紙様式第3号により受託研究の結果を委託者に報告するものとする。

3 受託研究の成果を公表するときは、校長の承認を得て行うものとする。

附 則

この規程は、平成17年3月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年11月14日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

鹿児島工業高等専門学校長 殿

申込者

住 所

氏 名 (名称・代表者)

印

## 受託研究申込書

独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則及び鹿児島工業高等専門学校受託研究実施規程を遵守の上、  
次のとおり受託研究を申し込みます。

### 1. 受託研究の概要

研 究 題 目				
研究目的及び研究内容				
研究の特色・意義				
本研究に関連する国内及び国外における研究状況				
研 究 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで			
研 究 担 当 者	氏 名	学科・職名	現在の専門	役 割 分 担
機器資材等提供の有無	有 無	提供する機器資材等の名称		

※1 研究代表者には※印を付すこと。

※2 「研究代表者」とは、当該受託研究を総括する者をいう。

## 2. 受託研究費用

### (1) 受託研究費用の内訳

(単位：千円)

直接経費	間接経費	受託料	合計

※1 間接経費は、直接経費の 30%に相当する額を標準とする。間接経費は、鹿児島工業高等専門学校の研究環境の改善、産学官連携の機能向上等の目的に充てることとする。

※2 受託料は、下記の金額を標準とする。ただし、委託者の資力に応じて減額することができるので、減額を希望する場合は、「3. その他」欄に減額希望及び理由を記載することにより減額を申し出ることとする。

- 一 困難度が普通の場合は1カ月につき1万円
- 二 困難度が高い場合は1カ月につき2万円
- 三 困難度が極めて高い場合は1カ月につき3万円

### (2) 研究期間が複数年の共同研究の場合当該受託研究費用の年度計画

(単位：千円)

年度	年度	年度	年度

## 3. その他

# 受託研究完了報告書

令和 年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

担当者 所 属  
職 位  
氏 名

印

下記のとおり受託研究が完了したので報告します。

記

- 1 研究題目
- 2 委託者氏名
- 3 完了年月日
- 4 所要経費
- 5 研究報告書 (6ページ以上)
- 6 研究成果の公開 可 否

受 託 研 究 完 了 通 知 書

令和 年 月 日

委託者 住 所  
氏 名

鹿児島工業高等専門学校長

受託研究が完了したので通知します。

記

- 1 研 究 題 目
- 2 担当者職位氏名
- 3 引 渡 物 件
- 4 引 渡 期 日
- 5 引 渡 方 法
- 6 引 渡 場 所
- 7 研究報告書（別添）